

核燃料施設等における原子炉等規制法に基づく法令報告の改善の 検討状況と今後の方向性

令和5年6月7日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、原子炉等規制法に基づく核燃料施設等に係る法令報告の改善に関し、これまでの検討状況を報告するとともに、これを踏まえた今後の対応の了承について諮るものである。

2. 経緯

原子炉等規制法第62条の3に基づく事故・トラブルの報告（以下「法令報告」という。）の改善については、令和4年3月16日の令和3年度第71回原子力規制委員会で、報告書の提出期日や発電用原子炉施設における制御棒の過挿入事象に対する法令報告の見直しを決定し、関係規則等の改正を行った。その際、核燃料施設等に関して、故障に係る法令報告のグレーデッドアプローチや廃止措置計画認可後の法令報告対象について、検討が途上となっていた。また、当該見直しに係るパブリックコメント（参考1参照）の際、外運搬規則における核燃料物質によって汚染された物の盗取又は所在不明に係る法令報告上の扱いについて意見があり、規制庁にて検討することとなっていた。

その後、原子力規制庁では、これらについて公開会合を2回実施して事業者と議論を行うなど検討を進めた。

3. 故障に係る法令報告のグレーデッドアプローチ

(1) 課題及びこれまでの検討

○ 各事業規則では施設等の故障に係る規定が以下の2つある（参考2参照）。

✓ 施設が故障した場合において事業や運転に支障を及ぼしたとき

各事業規則の第2号に規定されており、例えば試験研究炉では「運転が停止したとき」、加工施設では「加工に支障を及ぼしたとき」となっている。

✓ 施設の故障によって原子力安全上の機能（遮蔽、閉じ込めなど）が喪失又は喪失のおそれがあり、それにより事業に支障を及ぼしたとき

各事業規則の第3号に規定されており、例えば加工施設では「加工施設の故障により、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能、（途中省略）を喪失し、又は喪失するおそれがあったことにより、加工に支障を及ぼしたとき」となっている。

- 核燃料施設等の事業者からは、これら2つの号の統合や「事業に支障を及ぼしたとき」の考え方の整理を求める意見があった。
- 原子炉等規制法の法目的を踏まえると、原子力規制委員会が同法に基づき報告を受けるとしては、原子力安全への影響に主眼を置くべきであり、事業や施設の運転への支障を法令報告対象とする必要はない。
- また、法令報告は、「直ちに報¹」と「遅滞なく報²」の2段階の報告を受けるとしているが、実用発電用原子炉においては、事象の原因及び再発防止のために講ずる内容が過去に発生した類似の事象により明らかであるときは「遅滞なく報」を不要とする改正を既に実施している。リスクの低い核燃料施設等の法令報告においても、グレーデッドアプローチの考え方を適用した制度に改めることが適当と考える。

(2) 対応方針 委員会了承事項

- 第2号及び第3号の法令報告はともに施設等の故障を対象としたものであり、原子力施設の安全に関する事象を報告対象とするとともに、「事業や施設の運転に支障を及ぼしたとき」を削除した上で、第2号と第3号を統合する。
- また、事業等の許可に係る位置、構造及び設備の基準に関する規則において、重大事故や多量の放射性物質等を放出する事故が想定されていない以下に示す核燃料施設等については、グレーデッドアプローチの考え方を適用し、上記の施設等の故障を対象とした法令報告事象では「遅滞なく報」の提出を不要とする。
 - ✓ 試験研究用等原子炉施設（熱出力 500kW 未満の水冷却型研究炉）
 - ✓ 使用済燃料貯蔵施設
 - ✓ 廃棄物管理施設
 - ✓ 第二種廃棄物埋設施設
 - ✓ 核燃料物質使用施設（原子炉等規制法施行令第41条非該当のもの）
 - ✓ 核原料物質使用施設

なお、「直ちに報」は引き続き求めることから、これが報告された場合には原子力規制検査の中でその状況を確認する。
- 上記の法令報告事象の INES³評価については、レベル0又は1となると考えられ、IAEAに報告するレベル2以上には至らないことから、原則として

¹ 法令報告に該当する事象が発生したとき、その旨を直ちに、報告するもの。

² 法令報告に該当する事象の状況及びそれに対する処置を遅滞なく、報告するもの。

³ 国際原子力・放射線事象評価尺度

実施しないこととする。なお、放射性物質の漏えいや人の被ばくに係る法令報告事象については、引き続き INES 評価を実施する。

4. 廃止措置段階における法令報告対象

(1) 課題及びこれまでの検討

- 廃止措置段階にある発電用原子炉施設については、廃止措置の進捗状況により発電用原子炉施設の状態が変化することを踏まえ、その時点での同施設の安全に関する事象のみを法令報告対象とすることを、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第134条及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第129条の運用について（訓令）」にて定めている（参考3参照）。
- 現在、核燃料施設等についてはこうした規定が各事業規則の訓令に整備されておらず、核燃料施設等の事業者からも、発電用原子炉施設と同様の対応をするよう要望があった。

(2) 対応方針 委員会了承事項

- 発電用原子炉施設の訓令と同様の規定を、核燃料施設等の訓令にも整備することとする。具体的には、施設内から核燃料物質を搬出した後は、例えば試験研究炉の冷却に係る機器の故障のような安全確保の観点に関係しない事象は、法令報告対象から除くこととする。
なお、1つの使用許可で複数の施設を使用している被規制者（例えば、JAEAの原子力科学研究所）が1つの施設を廃止する際には、使用変更許可により施設の廃止措置を進めていることから、こうした場合には当該使用変更許可をもって同様の扱いとする。

5. 核燃料物質によって汚染された物が盗取又は所在不明となった際の対応

(1) 課題及びこれまでの検討

- パブリックコメントで指摘のあった外運搬規則以外の規則（実用炉規則、再処理規則等）も全て「核燃料物質」の盗取又は所在不明のみが法令報告の対象であり、また、放射性同位元素等の規制に関する法律に規定する法令報告でも「放射性同位元素」のみが対象となっており、どちらも「汚染された物」の盗取又は所在不明は法令報告の対象ではない。
- 「核燃料物質」の盗取又は所在不明については、核物質防護の観点から法令報告として位置付けているものの、「汚染された物」は核物質防護の規制対象でないことを踏まえると、その盗取又は所在不明を一律に法令報告

対象にすることは適当ではなく、むしろ、こうした物が盗取又は所在不明となり、公衆に放射線影響のおそれがある場合に限定すべきである。

- こうした考えの下、4月27日の事業者との意見交換会合では、「人の障害が発生し、又は発生するおそれがあるとき」を適用して、「核燃料物質によって汚染された物」の盗取又は所在不明を、必要に応じて法令報告対象としてはどうかと提案した。
- 「核燃料物質によって汚染された物」は、一部のものは線量が高く長時間の近接や体内取込み等により法令限度を超える被ばくの可能性があるもの（例えば、放射化した試験片）がある一方、汚染の程度が低く個別管理されていないものや、管理区域内に存在し汚染状況が特定されていないものが多く、その種類や放射能レベル、管理手法は多種多様である。
- また、事業者は、管理区域内の物品（個々に汚染状況を把握している訳ではないことから、管理区域内の物品は全て汚染された可能性のある物として取り扱っている）について、管理区域外に持ち出す時には汚染状況をサーベイするなどの管理を実施している。
- こうした状況から、同意見会合で事業者からは継続的に検討すべきとの意見が出されている。その際、事業者に確認したところ、過去に核燃料物質によって汚染された物が盗取又は所在不明となった事例はないとのことであった。

（2）対応方針

意見交換会合等で事業者の意見を聴取しながら引き続き検討する。

検討に当たっては、「核燃料物質によって汚染された物」の管理状況は多種多様であること、多くの「汚染された物」は放射線影響のおそれがないと考えられること、過去に該当事象がなく被ばく等の事例もないこと、法令報告に該当しない事故・トラブルであっても事業者から報告を受けることが通例となっており、こうした運用で「汚染された物」の盗取又は所在不明についても把握できること等を考慮し、法令報告対象にするかどうかを含めて検討が必要と考える。

6. 今後の進め方

上記3. 及び4. の事項については、原子力規制庁において、公開会合での事業者の意見を聴取しつつ、必要な規則等の改正案を作成し、本年9月頃を目途に原子力規制委員会に諮ることとする。なお、使用済燃料貯蔵事業については、法令報告の運用についての訓令がまだ整備されていないことから、この規則等の改正と併せて訓令の制定を諮ることとする。

上記5. の事項については、引き続き公開会合等を通じて事業者の意見を聴取した上で対応方針を原子力規制委員会に諮ることとする。

(添付資料)

- 参考1 第1号法令報告事象に係るパブコメ意見と回答（令和3年度第71回原子力規制委員会資料3より抜粋）
- 参考2 事業規則における法令報告事象の条文
- 参考3 廃止措置段階における法令報告の扱い
- 参考4 原子炉等規制法に基づく法令報告とは

原子炉等規制法に基づく法令報告の改善に係る関係規則等の改正・制定 (案)

令和4年3月16日
原子力規制委員会

1. 経緯・趣旨

令和3年度第52回原子力規制委員会(令和3年12月15日)及び第60回原子力規制委員会(令和4年1月19日)において試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部改正案等の意見募集の実施について審議し、原子力規制委員会の了承の下、以下のとおり30日間の意見募集を行った。その結果を踏まえた対応について諮るもの。

2. 意見募集の実施結果及び御意見に対する考え方

意見募集対象(2件)

- (1) 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則(案)に対する意見募集について(行政手続法に基づく意見募集)
- (2) 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第134条及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第129条の運用について(訓令)等の一部改正について(案)等に対する意見募集について(任意の意見募集)

実施状況

- 1) 意見募集の期間 令和4年1月19日～2月18日
- 2) 意見募集の方法 電子政府の総合窓口(e-Gov)、郵送、FAX
- 3) 上記(1)に関する御意見 1件(1通) (別紙1-1)
上記(2)に関する御意見 3件(3通) (別紙1-2)
- 4) このほか、意見募集手続きを通じ、意見募集対象への御意見ではないもの計3件(5通)が寄せられた(別紙1-2)。

御意見に対する考え方

別紙1-1、別紙1-2のとおりとする。

4	<p>3ページの二の1. の1行目「一般公衆」は「公衆」のほうがよい。实用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第32条第1項等の例と同様に。</p>	<p>御指摘及び法令では「一般公衆」よりも「公衆」が広く使われている状況を踏まえ、「公衆」に修正します。</p>
5	<p>3ページの二の1. の1行目「法に基づく核燃料物質の管理が行われない場所で行われるもの」について： 工場又は事業所の外（本邦外も含む。）における核燃料物質又は核燃料物質に汚染された物の運搬については、原子炉等規制法第59条、第59条の2、第62条の3、第64条の規定により核燃料物質等の管理が行われていると理解しているが、この「法」は何を指しているのか？</p>	<p>御指摘の「法」は原子炉等規制法を指しています（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第25条の運用について（訓令）2ページ目1. 参照）。</p> <p>なお、御指摘の文章における「法に基づく核燃料物質の管理が行われない場所」とは、原子力施設の外（サイト外）を意味しています。</p>
6	<p><u>核燃料物質によつて汚染された物の盗取又は所在不明が生じたときは、外運搬報告基準第1号に該当しないのか。</u></p> <p><u>加えて外運搬報告基準第1号に該当せずとも他の基準に照らして抵触する事項はあるか。</u></p>	<p><u>核燃料物質によつて汚染された物の盗取又は所在不明が生じたときは、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（以下「外運搬規則」という。）第25条第1号には該当しません。</u></p> <p><u>なお、核燃料物質によつて汚染されたものの盗取又は所在不明の扱いについては、今後の検討課題とします。</u></p> <p><u>核燃料物質によつて汚染された物の漏洩、核燃料物質によつて汚染された物の外運搬に関する人の障害等が発生した</u></p>

	<p>外運搬報告基準第3号解釈の事業所外運搬上の支障を生じないものの具体的例示を示されたい。</p> <p>例えば、車両運搬中の交通事故において、傷病者（当該車両、周辺車両、歩行者等）が発生した場合は、核燃料物質等の運搬に関し人の障害が発生したと言えるが、交通事故自体に関しては道路交通法によって規制されるものであり、その原因究明並びに再発防止対策においても、基本的には通常の車両と変わらず、二重規制のように見受けられる。</p> <p>従って外運搬報告基準第3号の意図する目的を明らかにされた上で、上記の例示に対する回答のほか、具体的な対象及び対象外の例示を示されたい。</p>	<p><u>場合は、外運搬規則第25条第2号、第3号に該当することとなります。</u></p> <p>外運搬規則第25条第3号の報告対象から除かれる軽微なものとは、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第25条の運用について（訓令）」の当該号に関する説明の中で、「放射線障害以外の人の障害であって事業所外運搬上の支障を生じないもの」と説明しています。事業所外運搬に関する法令報告の対象となる事象がこれまで発生しておらず、具体的な事例はありませんが、御指摘の「事業所外運搬上の支障を生じないもの」としては、例えば、人の障害であっても、当初の事業所外運搬の計画に大幅な変更が生じないものが該当すると考えられます。</p> <p>本号の目的は、原子力安全の観点から、事業所外運搬に関する人の障害について、原因究明及び再発防止対策の実施を確実なものにするために原子力事業者等からの報告を求めらるもので、道路交通法とは別の観点からの規制です。</p>
--	--	--

事業規則における法令報告事象の条文

	核燃料物質の加工の事業に関する規則	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	核燃料物質の使用等に関する規則	核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則
	第9条の16	第16条の14	第134条	第6条の10	第25条
	法第六十二条の三の規定により、加工事業者(旧加工事業者等を含む。次条及び第十条において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、原子力規制委員会に報告しなければならない。	法第六十二条の三の規定により、試験研究用等原子炉設置者(旧試験研究用等原子炉設置者等を含む。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、原子力規制委員会に報告しなければならない。	法第六十二条の三の規定により、発電用原子炉設置者(旧発電用原子炉設置者等を含む。次条及び第三十六条において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、原子力規制委員会に報告しなければならない。ただし、当該事象の原因及び再発を防止するために講ずる内容が、過去に発生した類似の事象により明らかであるときは、その状況及びそれに対する処置を報告することを要しない。	法第六十二条の三の規定により、使用者(旧使用者等を含む。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、原子力規制委員会に報告しなければならない。	法第六十二条の三の規定により、法第五十七条の八に規定する原子力事業者等(次条において単に「原子力事業者等」という。)は、核燃料物質等の運搬において、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、原子力規制委員会に報告しなければならない。
盗取・所在不明	一 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。	一 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。	一 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。	一 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。	一 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。
故障	二 加工施設の故障があつた場合において、当該故障に係る修理のため特別の措置を必要とする場合であつて、加工に支障を及ぼしたとき。			二 使用施設等の故障があつた場合において、当該故障に係る修理のため特別の措置を必要とする場合であつて、核燃料物質の使用等に支障を及ぼしたとき。	
		二 試験研究用等原子炉の運転中において、試験研究用等原子炉施設の故障により、試験研究用等原子炉の運転が停止したとき又は試験研究用等原子炉の運転を停止することが必要となつたとき(試験研究用等原子炉施設の故障の原因が明らかであり、かつ、試験研究用等原子炉の運転に支障が生じるおそれがないときを除く。)	二 発電用原子炉の運転中において、発電用原子炉施設の故障により、発電用原子炉の運転が停止したとき若しくは発電用原子炉の運転を停止することが必要となつたとき又は五パーセントを超える発電用原子炉の出力変化が生じたとき若しくは発電用原子炉の出力変化が必要となつたとき。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該故障の状況について、発電用原子炉設置者の公表があつたときを除く。		
			イ 定期事業者検査(第五十五条第三項の規定を適用して行うものを除く。)の期間であるとき(当該故障に係る設備が発電用原子炉の運転停止中において機能及び作動の状況を確認することができないものである場合に限る。)		
			ロ 運転上の制限を逸脱せず、かつ、当該故障に関して変化が認められないときであつて、発電用原子炉設置者が当該故障に係る設備の点検を行うとき。		
			ハ 運転上の制限に従い出力変化が必要となつたとき。		

	核燃料物質の加工の事業に関する規則	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	核燃料物質の使用等に関する規則	核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則
	第9条の16	第16条の14	第134条	第6条の10	第25条
安重機器等の故障	三 加工施設の故障により、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能、外部放射線による放射線障害を防止するための放射線の遮蔽機能、加工施設における火災若しくは爆発の防止の機能若しくは重大事故等に対処するための機能を喪失し、又は喪失するおそれがあったことにより、加工に支障を及ぼしたとき。			三 使用施設等の故障により、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能、外部放射線による放射線障害を防止するための放射線の遮蔽機能若しくは使用施設等における火災若しくは爆発の防止の機能を喪失し、又は喪失するおそれがあったことにより、核燃料物質の使用等に支障を及ぼしたとき。	
		三 試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物(多量の放射性物質等を放出する事故の拡大を防止するために必要な機器及び構造物を含む。)の故障により、試験研究用等原子炉施設の安全を確保するため必要な機能を有していないと認められたとき(前号に掲げる場合を除く。)			
			三 発電用原子炉設置者が、安全上重要な機器等又は常設重大事故等対処設備に属する機器等の点検を行った場合において、当該安全上重要な機器等が技術基準規則第十七条若しくは第十八条に定める基準に適合していないと認められたとき、当該常設重大事故等対処設備に属する機器等が技術基準規則第五十五条若しくは第五十六条に定める基準に適合していないと認められたとき又は発電用原子炉施設の安全を確保するために必要な機能を有していないと認められたとき。		
		四 火災により試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物(多量の放射性物質等を放出する事故の拡大を防止するために必要な機器及び構造物を含む。)の故障があったとき。ただし、当該故障が消火又は延焼の防止の措置によるときを除く。	四 火災により安全上重要な機器等又は常設重大事故等対処設備に属する機器等の故障があったとき。ただし、当該故障が消火又は延焼の防止の措置によるときを除く。		
LCO逸脱			五 前三号のほか、発電用原子炉施設の故障(発電用原子炉の運転に及ぼす支障が軽微なものを除く。)により、運転上の制限を逸脱したとき、又は運転上の制限を逸脱した場合であつて、当該逸脱に係る保安規定で定める措置が講じられなかったとき。		

		核燃料物質の加工の事業に関する規則	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	核燃料物質の使用等に関する規則	核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則
		第9条の16	第16条の14	第134条	第6条の10	第25条
異常漏洩	周辺監視区域外	四 加工施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、気体状の放射性廃棄物の排気施設による排出の状況に異状が認められたとき又は液体状の放射性廃棄物の排水施設による排出の状況に異状が認められたとき。	五 試験研究用等原子炉施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、気体状の放射性廃棄物の排気施設又は液体状の放射性廃棄物の排水施設による排出の状況に異状が認められたとき。	六 発電用原子炉施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、気体状の放射性廃棄物の排気施設による排出の状況に異状が認められたとき又は液体状の放射性廃棄物の排水施設による排出の状況に異状が認められたとき。	四 使用施設等の故障その他の不測の事態が生じたことにより、気体状の放射性廃棄物の排気施設又は液体状の放射性廃棄物の排水施設による排出の状況に異状が認められたとき。	二 核燃料物質等が異常に漏えいしたとき。
		五 気体状の放射性廃棄物を排気施設によって排出した場合において、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が第七条の八第四号の濃度限度を超えたとき。	六 気体状の放射性廃棄物を排気施設によって排出した場合において、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が第十四条第四号の濃度限度を超えたとき。	七 気体状の放射性廃棄物を排気施設によって排出した場合において、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が第九十条第四号の濃度限度を超えたとき。	五 気体状の放射性廃棄物を排気施設によって排出した場合において、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が第二条の十一の十二第四号の濃度限度を超えたとき。	
	六 液体状の放射性廃棄物を排水施設によって排出した場合において、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が第七条の八第七号の濃度限度を超えたとき。	七 液体状の放射性廃棄物を排水施設によって排出した場合において、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が第十四条第七号の濃度限度を超えたとき。	八 液体状の放射性廃棄物を排水施設によって排出した場合において、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が第九十条第七号の濃度限度を超えたとき。	六 液体状の放射性廃棄物を排水施設によって排出した場合において、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が第二条の十一の十二第七号の濃度限度を超えたとき。		
	七 核燃料物質等が管理区域外で漏えいしたとき。	八 核燃料物質等が管理区域外で漏えいしたとき。	九 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物(以下この条において「核燃料物質等」という。)が管理区域外で漏えいしたとき。	七 核燃料物質等が管理区域外で漏えいしたとき。		
	八 加工施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、核燃料物質等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき(漏えいに係る場所について人の立入制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。)を除く。	九 試験研究用等原子炉施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、核燃料物質等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき(漏えいに係る場所について人の立入制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。)を除く。	十 発電用原子炉施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、核燃料物質等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき(漏えいに係る場所について人の立入制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。)を除く。	八 使用施設等の故障その他の不測の事態が生じたことにより、核燃料物質等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき(漏えいに係る場所について人の立入制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。)を除く。		
	イ 漏えいした液体状の核燃料物質等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかつたとき。	イ 漏えいした液体状の核燃料物質等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかつたとき。	イ 漏えいした液体状の核燃料物質等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかつたとき。	イ 漏えいした液体状の核燃料物質等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかつたとき。		
	ロ 気体状の核燃料物質等が漏えいした場合において、漏えいした場所に係る換気設備の機能が適正に維持されているとき。	ロ 気体状の核燃料物質等が漏えいした場合において、漏えいした場所に係る換気設備の機能が適正に維持されているとき。	ロ 気体状の核燃料物質等が漏えいした場合において、漏えいした場所に係る換気設備の機能が適正に維持されているとき。	ロ 気体状の核燃料物質等が漏えいした場合において、漏えいした場所に係る換気設備の機能が適正に維持されているとき。		
	ハ 漏えいした核燃料物質等の放射エネルギーが微量のときその他漏えいの程度が軽微なとき。	ハ 漏えいした核燃料物質等の放射エネルギーが微量のときその他漏えいの程度が軽微なとき。	ハ 漏えいした核燃料物質等の放射エネルギーが微量のときその他漏えいの程度が軽微なとき。	ハ 漏えいした核燃料物質等の放射エネルギーが微量のときその他漏えいの程度が軽微なとき。		
	臨界	九 核燃料物質が臨界に達し、又は達するおそれがあるとき。			九 核燃料物質が臨界に達し、又は達するおそれがあるとき。	

	核燃料物質の加工の事業に関する規則	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	核燃料物質の使用等に関する規則	核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則
	第9条の16	第16条の14	第134条	第6条の10	第25条
被ばく	十 加工施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、管理区域に立ち入る者について被ばくがあったときであつて、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者にあつては五ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者にあつては〇・五ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれのあるとき。	十 試験研究用等原子炉施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、管理区域に立ち入る者について被ばくがあったときであつて、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者にあつては五ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者にあつては〇・五ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれのあるとき。	十一 発電用原子炉施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、管理区域に立ち入る者について被ばくがあったときであつて、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者にあつては五ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者にあつては〇・五ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれのあるとき。	十 使用施設等の故障その他の不測の事態が生じたことにより、管理区域に立ち入る者について被ばくがあったときであつて、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者にあつては五ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者にあつては〇・五ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれのあるとき。	
	十一 放射線業務従事者について第七条の三第一項第一号の線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあつたとき。	十一 放射線業務従事者について第八条第一項第一号の線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあつたとき。	十二 放射線業務従事者について第七十九条第一項第一号の線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあつたとき。	十一 放射線業務従事者について第二条の十一の五第一項第一号の線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあつたとき。	
制御棒			十三 挿入若しくは引抜き操作を現に行っていない制御棒が当初の管理位置(保安規定に基づいて発電用原子炉設置者が定めた制御棒の操作に係る文書において、制御棒を管理するために一定の間隔に基づいて設定し、表示することとされている制御棒の位置をいう。以下同じ。)から他の管理位置に移動し、若しくは当該他の管理位置を通過して動作したとき。ただし、燃料体が炉心に装荷されていないときを除く。		
その他	十二 前各号のほか、加工施設に関し、人の障害(放射線障害以外の障害であつて入院治療を必要としないものを除く。)が発生し、又は発生するおそれがあるとき。	十二 前各号のほか、試験研究用等原子炉施設に関し人の障害(放射線障害以外の障害であつて入院治療を必要としないものを除く。)が発生し、又は発生するおそれがあるとき。	十四 前各号のほか、発電用原子炉施設に関し人の障害(放射線障害以外の障害であつて入院治療を必要としないものを除く。)が発生し、又は発生するおそれがあるとき。	十二 前各号のほか、使用施設等に関し人の障害(放射線障害以外の障害であつて入院治療を必要としないものを除く。)が発生し、又は発生するおそれがあるとき。	三 前二号のほか、核燃料物質等の運搬に関し人の障害(放射線障害以外の障害であつて軽微なものを除く。)が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

廃止措置段階における法令報告の扱い

○発電用原子炉の例

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 134 条及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 129 条の運用について（訓令）（抄）

III その他

廃止措置にある発電用原子炉の取扱い

廃止措置にある発電用原子炉については、廃止措置の進捗状況により発電用原子炉施設の状態が変化することを踏まえ、以下の規定を適用することとする。

① 「運転終了から全ての使用済燃料をサイト外に搬出するまで」

すでに発電用原子炉の運転を停止し、今後再び発電用原子炉を運転することがないことから、発電用原子炉の運転に関連する規定は適用されないため、第 1 号、第 3 号～第 12 号及び第 14 号を適用することとする。なお、第 3 号～第 5 号の適用に当たっては、その時点での発電用原子炉施設の安全に関する事象のみが報告対象となる。

（参考）第 3 号における技術基準規則等の適合性に関しては、廃止措置の進捗状況に応じて安全確保が必要となる機器等のみが対象となる。

② 「全ての使用済燃料がサイト外に搬出されているとき」

すでに核燃料物質はサイト内に存在せず、また使用済燃料の冷却等も必要なくなることから、原則、第 6 号～第 12 号及び第 14 号を適用することとし、他の規定については実態に応じ、安全確保の観点から関係する規定を適用することとする。

原子炉等規制法に基づく法令報告とは (第62条の3)

原子力事業者等

原子力規制委員会

事象発生

法令報告を要する事象の例

- ✓ 核燃料物質の盗取・所在不明
- ✓ 故障
- ✓ 管理区域内外での放射性物質の漏えい
- ✓ 臨界
- ✓ 人の障害

※法令報告事象等は、下記の訓令/内規を参照
 事故故障等の報告の運用 (訓令/内規/解釈) について
<https://www.nra.go.jp/activity/bousai/trouble/houkoku/jikonaiki.html>

「直ちに報」
 事象が発生した旨報告



・面談等で事象を確認

「遅滞なく報」
 事象の状況とその処置を報告



- ・発生原因の特定
- ・再発防止策等の策定

・再発防止策等を踏まえた取組

- ・原子力規制検査等で事業者の対応状況を確認
- ・公開会合や面談等で事業者の進捗を確認
- 14 規制要求の見直し等